

秋田県青少年健全育成審議会 平成28年度第4回環境浄化部会 議事概要

日時 平成29年3月1日(水) 午前10時00分～午前11時40分

場所 秋田県庁特別会議室

1 出席者

- 秋田県青少年健全育成審議会委員(敬称略、五十音順) 7名

石川 信 秋田県書店商業組合 監査役

石塚 弘子 秋田県警察本部生活安全部少年女性安全課 少年補導・保護
対策係長

伊藤 一 秋田市立日新小学校 校長

鈴木 朋子 元秋田県高等学校PTA連合会 副会長

高橋 秀晴 秋田県立大学 教授

中島 駿 秋田県BBS連盟副会長

三浦 基 青少年育成秋田県民会議 会長

- 事務局

男女共同参画課 佐藤 巧

2 議事(審議)

→ (事務局)

有害図書という標記について、前回の平成28年度第3回環境浄化部会で名称が適切かということが議論になりましたが、有害図書という言葉が全国的に多く使われていること。有害図書を指定する条例そのものが最高裁の判断で合憲とされていることを参考にしてください。

- 優良図書1冊、有害図書5冊を諮問。

～優良図書審査～

- 事前審査の結果、委員全員が推奨可という御意見です。

事前審査では、一人の女子高生の発案で始まった養蜂部の活動を通じて喜びや感動が味わえる良本。

高校生ならではの遊び心あふれる自由な発想と積極的な対外活動で富士見町の町づくりにも大きな刺激を与えている。

など、読書というものを超えた地域の活性化であるとか、創生であるとか共生であるとかそういったことにまで広がっていくべき本だという御指摘です。

補足ある方おりますか。

→ (全委員) なし

○ 中学生、高校生が読んで、自分たちの生き方につながってくる良書だと思い賛成です。それではこの本を優良図書として推奨するということによろしいでしょうか。
→ (全委員) 異議なし

○ それでは、優良図書としては認めるということで決定したいと思います。

～有害図書審査～

○ 審査の方が終了したようですので、集計結果をお願いします。

→ (集計担当委員) 5冊のうち、3番を除く4冊が全員一致で有害図書として指定。意見が分かれたのが、3番の「女子アナ決定的瞬間」です。指定対象とされた方が3人で、盗撮という意味合いで指定としたが判断は迷った。指定の必要なしとされた方は「全体的に出版社側に悪意が見られるが、指定対象とは言えないのではないかと」されています。

→ (委員) 日常的に出ているアナウンサーが載っていて、それが問題になるような場面でもありませんが、トータルで考えれば指定しなければならぬと思いました。

○ 他書、過去との比較の問題で指定の必要がないのではないかと個人的に思うのだけでも、指定しても良いのではないかと御意見でしょうか。

→ (委員) はいそうです。

→ (委員) かなり悩みました。盗撮の画像が全体の5分の1以上あり、規定に合っているので指定の必要ありと判断しました。盗撮の写真をきっかけにして販売数を増やすという意図が見えるので指定の必要ありとしました。

→ (委員) 指定外にしました。盗撮のことも考えましたが、テレビに出ている人はいろいろな人から写真を撮られています。その撮られた方が嫌だなという場面を本にしていますけれど、本人がわざとそのポーズをとっているものではないので、これは大丈夫かなと思いました。

→ (委員) 本の題名は、読者を引きつけるためにハプニング写真という題名をつけていますけれども、たまたまその様な格好をしているところが撮れたものを集めて載せている本だと思います。通常テレビで見ているそういう場面は子どもが見ている時もあるわけなので、指定の対象にはならないと思います。

→ (委員) 盗撮というところに重きを置けば有害と思いますが、性的感情を刺激し、粗暴性、残虐性、犯罪または自殺を誘発しという審査基準だけで考えると該当しないと思いました。

→ (委員) 性的なシーンを連想させるようなものがありますので、そこが青少年の性的感情を刺激するのではないかと思います指定対象としました。

○ 4番の本は、素人やアスリートの下半身がアップされています。そこを切り取って映像化しているものです。これも見せたくてやっているポーズではないわけで、アナウンサーも性的対象として見られる仕事としてはやっていないと思うので、その辺を

含めてもう一度意見交換をしていただきたいと思います。

→ (委員) たまたま撮れたにしても、その画像だけを集めているのですから、一枚一枚の刺激は少ないとしても有害と見なした方が良いと思います。

→ (委員) 3番は、性的な角度で撮られたシーンを狙って取ったものを載せていると思います。そういう視点で考えると良くない本であることは間違いないと思います。

→ (委員) 写真の程度はあまり悪くないと思いましたが、メッセージ性の観点で見れば指定の対象となると思います。

→ (委員) 3番については、そういう意図はあまり感じられないというのが私の意見です。女性のパーティードレスとか、胸が見えるかなというものが多く、それを現物を見ているときはあまり感じないが、写真に撮って編集したら性的刺激を与えるものになるという考えもあるのですけれども、そういうことを考えると、盗撮とも言えないし、対象外になると思います。

○ ドレスの胸元が開いているという問題と、ああいう写真を撮って並べるということは、少し違う要素が入ると思いました。

→ (委員) 見せて刺激するのではなく、イメージを膨らませていく、日常的にも見ている女子アナですので、イメージを膨らませやすく、見せるよりもずっと効果的でそういう意味では3番のような本がこれから問題になるのではないか。先のことを考えるとまずい本だと思い指定の必要ありとしました。

○ 指定の必要無しとされた委員も、視点のことを考えると必要ありとして良いのではないかという御意見ですので、審議会として指定の必要ありとしてよろしいでしょうか。

→ (委員) 自分たちが若かったころのことを考えると、この程度は当たり前だったのではないかと思います。

○ 露出しているものはありましたけど、盗撮しているような本はなかったと思います。小・中・高生もスマホなどで撮られますので、これが良いんだったら自分たちがやってもというメッセージになりかねないという気がします。

意見は3対3で割れていたこともあり、指定の必要無しとされた委員の疑問も分かりますし、指定の要ありと判断された人もグレーゾーンでした。難しいですが、色々意見交換した結果と、私も1票入れさせていただいて、審議会としては有害の指定としたいと思います。

→ (全委員) 異議無し

○ それでは、今回諮問された5冊について、当審議会はいずれも有害指定の要ありとして知事に答申します。

○ 事務局から有害図書と審議会の権限について説明がありましたが、有害図書の名称

について、当審議会としてこのことをどうしますか。

→（委員）全国で有害と使っていたとっていました。東京、岩手のように不健全な図書とするのが良いと思います。

→（委員）全部の人に有害と取られがちなので、不健全な図書が良いと思います。

- 事務局に質問ですが、審議会で意見を出した場合、有害図書だけでなく、有害興行や有害広告物の名称も変わってくるのでしょうか。それとも、この審議会の場だけで使う言葉が変わるのでしょうか。

→（事務局）条例を改正する必要が出てきます。条例を変えるのは県ですので、審議会の意見を伺っても、必ず条例を変えるということにはならないと思います。

審議会は知事が意見を聞く機関ですので、有害図書の諮問に対して、図書の指定の可否だけの答申ではなく、有害図書の名称を変えてほしいという内容の答申も可能かと思いますが、正しいことは調べておきます。

→（委員）有害なという言葉の使い方として、必ず前に青少年にという言葉が付いて、青少年に有害なという意味で使われますから、あまり問題を感じません。

- ここで考えられるのは二つです。一つは、よく検討した結果、誤解は生じないだろうという判断でこのままにするか、あるいは、用語に問題があるということで、審議会として検討の必要があるとして意見を出す。という二つに一つだと思います。

→（委員）今まで有害図書になんの疑問も持たなかったのです。ただ前回、ちょっとお話しがあったんで、そう言われればとも思いましたが、私たちの青少年健全育成審議会は、条例を基にやっていますので、このままで良いと思います。

→（委員）青少年に有害ということなのに、全員に害があるわけではないのに、と疑問を感じる人もいると思うのです。その場合、不健全図書と言った方が誰から見ても適切な表現であると思います。

- この件について、審議会の統一した意見には今のところならぬそうなので、意見に対する対応の見通しを調べていただいた上で、さらに審議会として、名称変更の意見を出すべきなのか決定したいと思います。継続審議にしながら、事務局の方でも見通しや、可能性を整理しておいてください。

皆さんよろしいでしょうか。

→（全委員）異議無し。